

通所介護における送迎について

～ 居宅以外を発着地とする送迎に係る扱い ～

平成28年8月 三重県長寿介護課

平成27年4月の介護報酬等改定に伴い、通所介護において、利用者の居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合、介護報酬が減算になることとされました。

しかしながら、実際のところ、送迎の発着地(往路は出発地、復路は帰着地)については、必ずしも利用者の居宅に限られるものではなく、利用者や家族の事情により、やむを得ず、居宅以外へ迎えに行かざるを得ない、或いは、送り届けざるを得ない場合が発生することも考えられます。

以下については、やむを得ない理由により、利用者の居宅以外を発着地とする送迎として想定される具体的事例を、参考までにお示しするものですが、介護報酬に係る個別具体的な解釈及び判断については、保険者(市町等)へご相談ください。送迎として認められる場合、介護報酬の減算は不要となります。

送迎車両に、他の利用者が同乗している場合は、十分な配慮が必要です。

少なくとも、以下のような送迎を行うことにより、原則どおりの居宅への送迎に比して、長時間を要してしまうような場合は、特段の理由があり、同乗者全員の理解が得られていない限り、認められないと考えます。

	想定される発着地	想定される状況・理由
①	病院・診療所	●診察時間や家族の事情等により、一旦居宅へ戻ることが困難な場合。 ●通所介護のサービス提供中に体調を崩し、急きよ受診のうえ、帰宅する場合。
②	店舗	●復路の途中で、生活必需品の買い物のため立ち寄る場合。
③	別居家族の居宅	●別居している家族の居宅へ宿泊した翌日に、通所介護を利用する場合、又は、通所介護を利用した日に、別居している家族の居宅へ宿泊する場合において、家族の事情等により、利用者が自身の居宅へ一旦戻ることが困難な場合。
④	有料老人ホーム(又はサ高住)の入居者の実家	●有料老人ホーム(又はサ高住)の入居者で、実家へ宿泊した翌日に、通所介護を利用する場合、又は、通所介護を利用した日に、実家へ宿泊する場合において、何らかの事情により、一旦居室へ戻ることが困難な場合。
⑤	バスのストップ方式の送迎	●道路が狭わいで、居宅まで送迎車両が入ることができない場合等については、厚生労働省のQ&Aに示されている。(H12.3.31 介護保険最新情報 vol.59)
⑥	その他、家族との待ち合わせ場所	●その他、当日の家族の事情等により、居宅以外で待ち合わせざるを得ない場合。